

田布施町小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

田布施町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、教育職員の時間外勤務の状態化が課題となっており、本町では、業務の見直しや効率化、学習支援人材の配置等を行ってきました。

今後も、教員の負担軽減に向けた業務改善や教育現場への重点的な支援が必要となります。教育職員が子どもと向き合う時間や授業準備等を確保することを通じて、子どもたちの確かで豊かな学びを支える教育環境の充実に努めてまいります。

(2) 田布施町の現状

- 本町では国が定める「時間外在校等時間の上限方針の遵守」として、「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける」ことを目標に実施し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 田布施町における教育職員の時間外在校時間等の時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	月38.6時間	39.5%	54.5%
中学校	月40.3時間	51.4%	69.5%

- 月平均では45時間を下回っている割合は5割程度、また月80時間を超える教育職員が一定数おり、年360時間を超える割合も高い状況である。学年・学級、教材研究や校務分掌などの業務の負担感が大きくなっており、管理職と情報共有し改善に努めることが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間における1箇月時間外等在校時間の平均時間を30時間程度にする
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間時間外在校等時間を360時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【12日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%までに減少させる【6%】
【カッコ内は令和6年度の数値】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

【令和8年度目標】

- ・ 1箇月時間外等在校時間の平均時間を40時間程度
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を4割程度
- ・ 1年間360時間を超える割合を5割程度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

◇学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 防犯パトロール隊や地域住民、または保護者等による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後の見回りについては、スクールガードリーダーや防犯パトロール隊による週2回程度町内を車で巡回しており、学校における自主的な見回りは実施しないこととしている。

③地域学校協働活動の関係者間に連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動推進員による学校と地域との連携の強化を図っていく。
また、推進員が調整に入ることによって苦情等の対応が図られている。

◇教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

- ・教師の専門性に関わる以外の調査については、事務職員等が中心となって実施するよう促している。

⑤学校プールの施設・設備の管理

- ・令和6年度から全小学校のプール指導を民間事業者に委託し、学校のプールを使用せず、町のプールを使用することで、プール授業における日常的な管理等の負担軽減を図っている。

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・地域学校協働活動支援員による学校ボランティアなどの協力支援の拡充を図っていく。

⑦校内清掃

- ・学校営繕等担う支援員を配置しており、曜日ごとに学校を輪番し、草刈りや営繕業務など、教職員の負担軽減を図っており、今後人員配置について拡充していく。また、校内における清掃等についても学校ボランティアの協力支援の拡充を図っていく。

⑧部活動

- ・令和7年度末までに、休日の学校部活動を地域や部活動指導員・外部指導者と連携した取組（地域連携）を進め、その後、休日の学校部活移行・展開していき、平日においても出来るところから段階的に進める。

◇教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑨給食の時間における対応

- ・食に関する指導は栄養教諭が対応し、給食の配膳前の準備等については学校業務支援員が業務を担っている。また、小学1年生の給食配膳等については学校ボランティアが参加するなどして支援を拡充していく。

⑩授業準備、学習評価や成績処理

- ・教材の印刷や補助的業務を学校業務支援員配置によって負担軽減を図っている。また、統合型校務支援システムを活用することによって同様に事務負担軽減を図っていく。

⑪支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援チームなどの専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を強化する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の装置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込まれない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表や始業・終業時間の変更などの工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、児童生徒の調査・アンケートや宿題などクラウドサービスやデジタルドリルなどを活用することで校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己採点の達成状況を半分未満から50%以上にする。
- ・令和2年度から勤務時間外の学校の電話対応は留守番電話による対応としている。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・2～6箇月間の1箇月の平均時間外勤務時間が80時間を超えるなどの長時間勤務を行った教育職員については管理職から医師の面談を実施するよう積極的に勧奨する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてはまとまって連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和9年度中に、時間外業務時間の削減をするために、定時退校日を月4回以上設定するように推進する。
- ・長期休業中に年次有給休暇が取得しやすい環境を整備するため、夏季休業中及び冬期休業中の学校閉庁日を設定している。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たっては、学校業務支援員の適切な配置や地域ボランティアの人材確保など関係機関と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標達成状況については本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果を基に把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。